

第5次菟田町総合計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第5次菟田町総合計画策定業務

2 業務目的

本町では、計画期間を令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までとする基本構想と計画期間を令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までとする前期基本計画で構成される第5次総合計画を令和2（2020）年度までに策定する予定である。

このため、本町の第4次総合計画を検証し、現状を整理し、第5次総合計画を策定するうえで必要なアンケート等の調査・分析及び提案・助言などの支援を委託することを目的とするものがある。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和3（2021）年3月31日まで

4 業務内容

第5次菟田町総合計画策定業務は以下のとおりとする。

（1）第4次総合計画の検証

第4次総合計画の成果指標の進捗状況の分析や第4次総合計画に基づく取組みに対する評価を行う。

（2）本町の現状の整理

①町民アンケート調査の実施及び当該結果の分析

現時点での町民意識に関するアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめ、報告書を作成する。なお、アンケート調査の宛名ラベルの作成、発信用封筒（自治体名入り）の準備及び返信用後納郵便に関する日本郵便との手続きは本町が行う。

また、当該結果を第5次総合計画策定のために分析する。

②取り巻く社会情勢や環境変化の整理

本町を取り巻く社会情勢や第4次総合計画策定時からの環境変化を整理する。

③町長ヒアリングの実施

町長の公約等を反映するため、町長ヒアリングを実施する。

（3）第5次総合計画の策定

①目標人口の設定、人口ビジョンの整理

現存する「まち・ひと・しごと創生 菟田町人口ビジョン」を、各種統計データや経過した5年間の実績を踏まえて整理するとともに、本町の将来フレームとなる目標人口を推計する。

②基本構想・前期基本計画の作成

第4次総合計画を基に、(1)及び(2)の結果を踏まえ、基本構想・前期基本計画を作成する。前期基本計画は行政経営が可能な内容とし、成果指標を設定する。

③総合計画審議会・庁内策定検討委員会の開催支援および住民参画支援

総合計画審議会・庁内策定検討委員会において、資料や議事録の作成等を行う。また、住民等の参画支援を行う。

④新成果指標の現状値取得のための町民アンケート調査の実施

②にて設定した成果指標の現状値を取得し、前期基本計画に反映する。このためにアンケート調査が必要な指標については町民アンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめ、報告書を作成する。なお、アンケート調査の宛名ラベルの作成、発信用封筒(自治体名入り)の準備及び返信用後納郵便に関する日本郵便との手続きは本町が行う。

⑤計画書のデザイン支援

本編計画書と概要版の全項(表紙などの含む)デザインを行う。

5 成果物

本業務に係る各成果物については、以下の形式及び数量で納品する。

なお、電子データについては、マイクロソフト社のOffice製品ソフトで作成することとし、容易に加工及び印刷が可能な状態で納品する。

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 各種アンケート調査報告書 | 1部 |
| (2) 第5次菟田町総合計画(A4版フルカラー) | 1部 |
| (3) 第5次菟田町総合計画 概要版(A4版フルカラー) | 1部 |
| (4) (1)～(3)の電子データ | 1式 |

6 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務を通じて知りえた個人情報又は業務上の秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損並びに盗難等を防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 本業務の結果データ等の使用・保存及び処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、本町の指示に従う。受託者は、本町から廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、本町へ報告する。

7 協議事項

本業務の遂行にあたって、本仕様書に記載のない事項については、本町と受託者が協議打合せのうえ、決定するものとする。

各業務で設定した工数については、本町と受託者が協議打合せのうえ、業務間で変更できるものとする。

以上